

第2節 発足までの経緯

1. 創設の動き

アメリカ平和部隊の活動は世界の注目を浴び、欧米中心の「ボランティア」活動も一斉に精気ある様相を呈してきた。

大統領命令という劇的な「平和部隊」の誕生が世界の「ボランティア」活動の認識を新たにし、また、大きな流れを創った。それだけに、我が国内の「日本青年奉仕隊」(当時の仮称)創設運動を続けてきた活動家には、複雑な心境であった。

こうした動きの反面、「日本青年奉仕隊」創設の背景、原点とも言える小規模ながら続けられていた海外協力も、国内的には機が熟したといえる状況にあった。

こうした民間の努力はまた、自民党若手国会議員を動かし、昭和35年の国会解散直後の12月、竹下登、宇野宗祐、坂田道太の各代議士は、日本の青少年に海外雄飛の夢を与え、善隣友好の実をあげようとの考えを話し合っている。

昭和36年 8～9月竹下自民党青年局長、宇野青年部長が台湾、タイ、インド、パキスタン、セイロンなどを約3週間視察し、構想について調査した。帰国後池田総理に進言するも実現せず、坂田、宇野、海部俊樹各代議士が中心となって予算獲得に動いた。

昭和38年、末次一郎氏(日本健青会会長)はアジア・アフリカ地域に、アメリカ平和部隊の現地調査を実施し、その結果に基づいて

「末次試案」を提案した。

それと呼応して同じ年竹下登、宇野宗祐各代議士が党の立場で、「日本青年奉仕隊」の可能性について自民党として検討することになり、アジアにおけるアメリカ平和部隊の実情の現地調査を行うこととなった。

一方政府関係においても、技術協力を所管する外務省、青少年対策を所管する総理府、文部省、ブラジルに産業開発隊を送り出していた建設省、また、農業技術者を海外に派遣していた農林省などが独自の検討を始めた。外務省や海外技術協力事業団は在外公館や、海外駐在員などを通じて各国のボランティア活動の情報収集、分析を続けた。

2. 平和奉仕隊

昭和38年 9月には自民党の政務調査会が「平和奉仕隊」(仮称)の資料として、同党全国組織委員会青年局の「日本平和部隊」要綱(S38/8/14)、推進協議会の「日本青年奉仕隊」要綱(S38/8)、日本健青会の「日本海外協力青年隊」要綱(S38/8)のそれぞれの「案」をまとめ、討議資料として提出している。

(1) 性格

三案とも性格としてはほとんど同じで、日本青年の自発的な意志に基づく新興諸国への

積極的奉仕活動としていた。

異なる点は、自民党案は年齢を20から35才までと上限を入れていること、健青会案では「同時に、日本の青年たちに新たな夢を与え、そして又やがて彼らがその任務を終えて帰国したのちに果たすであろう大きな役割を予想すると、これは又非常に意義深き国内青年対策でもある」と青年対策を明記していることであった。

(2) 実施母体

内容としてはほとんど似ているが、実施母体には相違が見られ、自民党案は「海外技術協力事業団」で、推進協案は総理府の元に財団法人「日本青年奉仕隊」設立、健青会案は「財団法人（日本海外協力青年隊）を設立、募集・選抜・訓練を実施、派遣は海外協力事業団、要請等の折衝は外務省」となっていた。

どの案も国民的支援を強調していることに注目したい。自民党案は内閣に「総合運営委員会」を置き、運営委員会は国務大臣を長とし、関係政府機関、海外技術協力事業団、平和部隊代表、国会議員、学識経験者をメンバーとしていた。

推進協案では、「日本青年奉仕隊」最高協議会を設置する。それは総理大臣を長とし、政府及び関係機関、並びに「日本青年奉仕隊」などの代表をメンバーとし、外部に青年団協議会、大学協議会、各種団体協議会を置き事業を円滑にすすめることとしていた。建青会案も外務大臣を長とし、関係政府機関、海外技術協力事業団、日本海外協力青年隊の代表による「日本海外協力青年隊」最高委員会を設置し、また、その業務を十分に進める

ために、「大学協議会」「青年団体協議会」「各種団体協議会」等の外廓を設ける、としていた。

(3) 臨時特別委員会

昭和38年には上述のようにそれまでの活動が一挙に表面化し、さらに外務省、総理府は39年度予算案に「調査費」を計上することになり、これによって「日本青年奉仕隊」構想は実現に一步大きく踏み出した。また、自民党はこうした周囲の進展状況を踏まえて同年3月政務調査会に「青年海外奉仕隊に関する臨時特別委員会」（委員長坂田道太氏）を設置した。同委員会は政府関係機関をはじめ、民間の「推進協議会」等各界の代表が参加し、当面の調査や基本構想の具体化の検討に入った。

昭和40年1月10日坂田臨時特別委員会委員長は平和部隊視察のためアメリカ・ハワイに飛立った。

なお「日本青年奉仕隊」推進協議会の世話団体として中核的活動をした団体及び大学有志名は次のとおりであった。

財団法人日本青年館／社団法人国際農友会／日本国際農林青年連盟／日本4日協会／日本青年団協議会／友愛青年同志会／産業開発青年協会／日本健青会／教育大学熱帯農業研究会／拓殖大学有志／東京農業大学有志／亜細亜大学有志

(順不同)

3. 調査国の派遣

(1) 調査目的

「技術を身につけた我が国青少年を、東南アジアなどの新興国に派遣し、相手国の青年

と生活と労働をともにしつつ、お互の理解と友好を深めることは重要なことと考え、その準備をすすめている」(要旨)

と、昭和39年1月21日新春明けの衆議院本会議において、池田首相は「施設方針演説」でこの注目すべき発言をした。

これは、新年度予算に「調査費」を計上し、自民党の新しい政策として実施しようとする意欲の表れであり、当時の反響からもわかるように、沈滞していた我が国青少年運動に画期的な対策として、強く各方面を刺激した。

昭和39年度に入るや、総理の「施政演説」、予算に計上された2千万円の「調査費」により具体的な取り組みを迫られ、自民党の「臨時特別委員会」また民間の「推進協議会」、政府機関等が目まぐるしく活動を開始した。

まず、「日本青年奉仕隊」創設の趣旨を踏まえて、「派遣対象国」と考えられる新興途上国の調査が開始された。

この調査の目的は、

「技術、技能を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、その国の社会的、経済的な開発発展のため、相手国の人々と生活と労働をともにしながら、各分野にわたって奉仕活動を行い、併せてこれら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資する」という日本青年の「海外奉仕活動」が理解され、受け入れられ、相互理解、相互協力、親善の実を増進する可能性の有無と、その際、派遣について我が国が考慮しなければならない問題点について調査することであった。そして39年度当初次のような計画が立てられ、実施された。

(2) 調査対象国と調査団

外務省を中心に関係者が慎重審議を重ねた結果、当時の政情等から見て問題があろうとみられたビルマ、ヴェトナム、ラオスなどが除かれ、次のような編成で実施された。

① 第一班

団長、衆議院議員	宇野宗佑氏
産業開発青年協会常務理事	寒河江善秋氏
外務事務官	野村忠策氏
東京農業大学熱帯農業研究所理事	小林常人氏
海外技術協力事業団国内事業部長	篠浦公夫氏
社団法人溶接学会	小堀左京氏

対象国：インドネシア、フィリピン

期 間：5月20日～6月8日

② 第二班

団長、参議院議員	川野三睦氏
自民党政調会	山口光一氏
外務省経済協力局技術協力課長	佐々木正賢氏
自動車労連副議長	鶴岡広幸氏
海外技術協力事業団研修第一課長	八坂伝郎氏
日本健青会会長	末次一郎氏
亜細亜大学教授	筑紫平蔵氏

対象国：タイ、マレーシア(サラワク、サバを含む)

期 間：6月4日～6月28日

③ 第三班

団長、参議院議員	八田貞義氏
日本大学教授	久木田賢志氏
外務事務官	吉田 保氏
日本国際農村青年連盟会長	川路国三氏
総理府事務官	小脇修治氏
農業近代化推進協議会事務局長	鷹野三忠氏
海外技術協力事業団派遣課長	植原保一氏

対象国：セイロン、パキスタン、インド

期 間：6月1日～6月28日

④ 第四班

団長、衆議院議員

海部俊樹氏

衆議院議員

藤本孝雄氏

外務事務官

坂本 徹氏

対象国：エチオピア、ケニア、ナイジェリア

期 間：5月24日～6月15日

以上4班、23名の官、民、学識経験者に委嘱し調査を実施した。

我が国の戦前、戦後を通じてこれ程の「海外活動」は初めての計画である。従って、その協力手法、体制造りなど実施に際して重要な問題には、慎重な計画と準備が必要であった。

そのため、まず「対象国」の現状を知ることであり、調査団はつぎの諸点を重視した。

(3) 調査内容

調査項目の概要を抽出すると次のようになる

- ① 受入歓迎機運の有無
- ② 技術協力専門家及び青年技術者の活動状況の視察
- ③ 受け入れ手続きに関する具体的な諸問題
- ④ 奉仕隊派遣に伴う風土的その他客観的諸条件
- ⑤ 米国平和部隊及び現地指導員との会見

以上の諸点について、

①在外公館関係 ②相手国政府当局および民間団体関係 ③外国奉仕隊関係 ④技術協力専門家、青年技術者、その他現地有識邦人関係

などの意見を聴し、総合的にまとめた。

その結果各国毎の特性及び要請等が判明し、また、派遣後の「奉仕隊」受け入れの条

件、生活環境が把握され、実施の可能性は総合的に高いという判断がなされた。

その他、

① 開発途上国が、日本人技術者または技能者による協力に期待するところが大きい。

② 先方からの要求のあったプロジェクトは各種のものがあつたが、これらは学校を出ただけの知識と技術というだけでなく、実際の技術経験を有するものでないと、十分な成果を期しえない。

③ 日本青年が開発途上国において相手国の同等者なみの生活をしながら協力することは、相手国の実情あるいは人選や訓練のいかんにより必ずしも不可能といえないにしても、一般的には生活様式、言語、慣習等の相違から、かなり困難が予想されるので、十分な対策を講ずべきである、と報告されている。

4. 有識者調査

昭和39年10月に内閣総理大臣官房審議室が、「国際青年奉仕隊に対する有識者調査」を実施した。対象者は、都道府県青年団体連合会幹部、大学・高校・実業高校幹部、都道府県会議員、都道府県庁青少年関係課長、市会議員、市庁青少年関係部課長、婦人有識者等150人であつた。

(1) 賛成理由

大多数は奉仕隊派遣に賛成であり、賛成理由の主なものを挙げると、◎奉仕は先進国の義務 ◎国際親善を図る ◎青年の視野を広める ◎日本の発展につながる ◎戦争中にかけた迷惑を償う ◎国内の青少年対策になる 等であつた。

(2) 条件

賛成に条件を付けた人もかなりおり、◎政治色をもたないこと ◎植民地政策的なものでないこと ◎謀略的な面をなくすこと ◎ヒモつきでないこと ◎経済が先行しないこと ◎戦前の義勇軍のようにならぬこと ◎指導者意識をもたぬこと ◎押し売りでないこと ◎物見遊山でないこと 等であった。

(3) 条件つき賛成

これが解決されれば賛成という条件のウエイトがより重いのもあった。

◎革新陣営に批判がある。与野党の一致が必要 ◎企業利益と結びつかぬこと ◎性格・内容をもっとはっきりさせる ◎隊員の職場復帰を解決してから ◎一つの国に多くの人間が必要だが、人数をそろえられるか不安等が少数意見としてあった。

(4) 反対意見

もちろん反対も少数（8名）あった。その理由は、◎国内では技術者が不足しており、農業人口は減少している。国内に金をかけるほうがよい ◎我が国には低開発国地域と同じレベルの地方もある ◎米国の平和部隊は、形を代えた植民地主義ととられ、失敗している。経済的な結びつきを深めようとするなら、正面から貿易政策でいけばよい というものであった。

この年代日本では、「米軍基地問題」に端を発した学生運動が、「安保条約改定」を頂点に激烈な運動を展開し、一方、労働界は、「石炭産業」の体質改善を迫った三井三池争議が「エネルギー革命」時代の突入を感じさせ騒然としていた。

5. 日本青年海外協力隊の誕生

(1) 発足

佐藤首相は昭和40年1月25日の衆議院本会議の施政方針演説の中で、「我が国はアジア諸国民との接触を一層密にし、相互の理解の増進に努めねばならない。このため私は、機会を見て、東南アジアの諸国を訪問し、各国首脳との接触を深めるとともに、経済技術協力等につき積極的な話し合いを進めたい。なお工業、農業等の技術を身につけた青少年の派遣準備を進める」と明言した。

1965(S40)年4月20日、「日本青年海外協力隊」は7,287万円の予算をもって発足した。

協力隊事業創設にあたってその「実施母体」をどうするかは激しい議論があった。自民党「臨時特別委員会」は「海外技術協力事業団」(OTCA)に業務委託という大局的判断を前年12月に決定、同事業団は40年1月20日に「日本青年海外協力隊準備事務局」を設け、当時の篠浦公夫国内事業部長を準備事務局長に指名、その後4月20日に「準備」がはずれ、正式な初代事務局長が誕生した。

事務局発足は同時に事業開始であり、篠浦事務局長発令とともに実施一、二課が置かれた。事務局構成は局長以下6名であった。

(2) 目的と性格

昭和40年5月12日には外務省経済協力局長から海外技術協力事業団理事長宛「日本青年海外協力隊要綱について」(以下要綱)が通達されて業務実施の細部にわたる指示がなされた。

「要綱」の指示内容は、「臨時特別委員会」や「推進協議会」の論議の結果まとめられた

もので、将来を踏まえて大局的判断によって決定された。

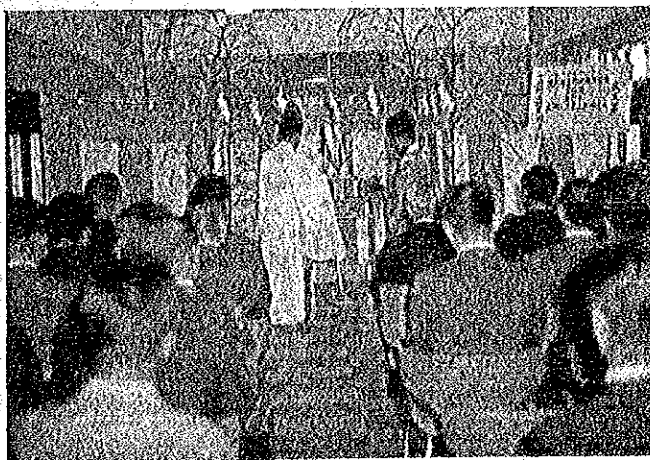
「開発途上にある諸国の要請に基づき技術を身につけた心身ともに健全な青年を派遣し、相手国の人々と生活と労働を共にしながら、相手国の社会的、経済的開発発展に協力し、これら諸国との親善と相互理解を深めるとともに、日本青年の広い国際的視野の涵養にも資さんとするものである。協力隊事業は、相手国政府との間の合意にもとづいて実施される新しい国家的計画である。」と書かれた目的は期待と願望がこめられて多岐にわたっていた。以後技術協力が、それとも国際親善か青年育成運動かと当分の間議論を呼んでいった。

(3) 国内協力支援体制

「日本青年海外協力隊」事業を進めるにあ

たり、配慮しなければならない問題が多くあったが、とくに「協力隊事業が何故始められたか」「どんな目的か」「何をするのか」について、国内外の理解が必要であった。何にも優先して国内の関心を高め、理解を深めることが本事業推進にとり重要なことであった。国内の「事業推進の基盤、支援体制」をどう固めてゆくかが、発足したばかりの事務局の重要な緊急課題であった。

O T C Aの事業実施過程で従来接触のあった各省の「国際協力」関係窓口に協力を要請し、4月中旬には「各省懇談会」が発足した。さらに、民間の協力体制のいかんが、本事業にとって重要なものであり各産業界団体、青少年団体、教育関係、スポーツ関係、保健衛生団体、大学等々62団体で「日本青年海外協力隊協議会」が6月10日発足した。



広尾訓練所修抜き式

第3節 発足以降

期待と願望がこめられスタートした協力隊であったが、全てが順調であったわけではなかった。

20年を大雑把に区分すると、

全く新しい事業の形造りをした1965(S40)年～1971(S46)年の草創期、

それらの形をシステムとして整備し、内部を固めた1972(S47)年～1982(S57)年のシステム整備時代、

1983(S58)年～1985(S60)年の3年倍増期と分けられ、システム整備時代には、1974(S49)年の国際協力事業団設立がある。個々の詳細についての記述は第3章に譲ることとし、大きな流れだけを追ってみたい。

1. 初期の協力隊

(1) スタート

昭和40年4月20日協力隊はOTCAの一室に事務局を置いた。当時OTCAはアジア経済研究所のビルに間借りしており、新宿区本村町42に位置し、その5階であった。局長室との間に簡易間仕切りがあるだけで、正式職員・局長を含め7人でスタートした。篠浦公夫事務局長、植原保一実施第一課長、宮持優実施第二課長、小野正美、派遣事業部で青年技術者派遣を担当していた岡部和夫、国内事業部から田口定期、石川佳子である。

昭和40年5月段階での非公式派遣要請は東パキスタン(9)、カンボディア(11)、ラオス

(15)、フィリピン(10)、インドネシア(15)、インド(5)、ガーナ(6)、エチオピア(何人でも)ケニア(7-8)、ナイジェリア等からであった。

9月9日に隊員の選考試験を実施したが、応募数は463名、書類選考で50名に絞っている。第2次選考は中央研修センターで9月24、25日に実施したが、当時の陣容の協力隊事務局職員だけでは到底間に合わず、OTCAの各部・課に応援を求めて実施した。

8月に訓練室を設置し海外移住事業団の「横浜移住センター」(横浜市根岸)を借りてスタートした。

何もかも初めてであった。手探りであった。発足当初の熱がさめてからが本物の道のりとなり、まずは派遣要請。当時は年3回派遣だったが、1回の選考を済ませると次の要請が残っていない、残っていても、とても集められない難しい職種だけ。果たして次には要請が来るのだろうかと不安であった。協力隊の名も売れていない、駐在員も出ていない、頼るは在外公館だけという状態であった。

次に応募者。新聞に広告を出す予算もなく、電車の中ずりを出す予算もない。そもそも国の機関が広報活動することがめずらしい時代で、町でみかけるポスターといえば自衛官や警察官の募集ポスター程度であった。国内の支援体制は民間の協議会だけという状

態で、もちろん地方自治体にお願いはするものの、法的根拠も予算的裏付けもなかった。車にパネルを乗せて巡回パネル展をすれば、募集期には全国に放り茶栽培の要請があればその産地へ、竹工芸の要請があれば竹工芸の産地へ、と飛んで青年と人生を語り、願書を持って帰る綱渡りであった。隊員たちが帰ってくるまで事務局はあるのだろうか、と冗談をいう草創期であった。

昭和42年タンザニア、ラオス、フィリピンへと駐在員が派遣され、要請の方は何んとかメドかついたものの、そのやりとりは今のようにテレックスもなく、(事務局にテレックスが設置されたのは昭和48年4月25日)文書が中心で人の往来も少なく、電話を申し込んでも数時間待ちで、どうしても意志疎通に欠け、誤解が生ずることもあった。

昭和41年には実施二課も課長以下6人となったが、現在の派遣課における部分を2名の職員でこなし、啓発活動、「若い力」編集(機関誌クロスロードの前身)を1人で、募集、組織対策選考を1人の職員でやるという状態であった。

昭和42年には管理課、国内課、海外課、訓練所と組織変更があり(4月1日)新入職員も加わって34名(8月2日現在)となった。既婚者は局長、課長と係長1名の6人であとは独身という若い事務局であった。選考だ、パネル展だ、といっっては事務局総がかり体制で、毎日がお祭り騒ぎのような目まぐるしい状況であった。

昭和43年協力隊事務局の新庁舎が広尾に完成し、移転した。この年にはカンボディアの3名の初の帰国隊員(1名は任期延長のため再赴任)を迎えている。その準備のため、昭

和42年11月に就職あっし室を新設した。また、帰国隊員を迎えサンケイ会館で帰国報告会を催し、隊歌「若い力の歌」も藤田一郎氏の歌で発表された。

(2) 協力隊運営諮問委員会

事業の拡大とともに事業運営にあたり広く学識経験者の意見を徴し、事業の活性化を図るために「日本青年海外協力隊運営諮問委員会」が昭和45年12月25日付設置された。第1回が昭和46年1月8日開催され、委員は牛尾治朗(ウシオ電機社長)／衛藤清吉(東京大学教授)／今日出海(作家)／小倉謙(農地開発機械公団理事長)／丸山静男(朝日新聞論説委員)の各氏であった。(アウエオ順)

第1回目の議事録を一部収録する。「サービス精神(使命感)プラス合理性(機材・処遇)が必要となってくる。合理性を持たせないと国家の事業として成り立たない。基本はサービス精神、内容は技術協力」「正義とか使命感を中心にしていると、規模が大きくなった現在、間に合わないのではないか。組織とか制度を確立しないと事業として長続きしない。弟子の顔を覚えられない範囲でやるなら今のやり方で良いが、規模を大きくするなら無理。今のやり方では変わり者しか参加しない。」「経済協力通達などでなく法的根拠をしっかりと、明るみに出して、青年が入ることをよるこび(名誉、実質的に)とするようなものにすべき」

第12回まで開かれ、昭和48年4月12日から、各委員に従前以上に責任を持ってもらうように「協力隊運営委員会」に改組した。「協力隊事業の運営に関する重要事項を審議する」ことになる。国際協力事業団設立と共

に、委員にも一部異動があった。小倉、丸山両委員が退任され、加藤孝光（酪農研北海道協議会長）／塩路一郎（同盟副会長）／末次一郎（青少年問題審議会委員）の各氏が新たに委嘱され、昭和50年9月第1回を開催している。52年4月の第9回から牛尾委員が退任され、代わって内藤幸彦OBが委員として委嘱された。その後昭和57年に異動があり、今、加藤、内藤の各委員が退任され、石川六郎（鹿島建設株式会社社長・元日本青年会議所会頭）／河野光雄（読売新聞社論説委員）／湊明弘（全国OB会副会長）各委員が委嘱された。6名の委員であったが、各委員多忙でもあり、昭和59年1月より10名に増員。新任は秋山ちえ子（評論家）／黒川光博〔鶴屋副社長・元日本青年会議所会頭〕／津留今朝寿（全国OB会副会長）／徳安健太郎（社団法人全国農業改良普及協会名誉会長）／星野昌子（日本国際ボランティアセンター事務局長・元協力隊員）の各委員で、退任は湊委員となり現在に至っている。

2. システム整備の時代

協力隊事業の初期において、各都道府県に担当窓口課の開設をはじめ、青年海外協力ビル建設などの基盤整備が進み、派遣国、隊員数も徐々に伸びつつあった。

こうした反面、相手国に対する協力成果を更に高め、事業の拡大を図る上で、超えるべきいくつかの課題があった。

協力隊の知名度もまだ低く、協力隊参加を志望する青年を取り巻く社会的環境は厳しく、これを克服するためにも、国民的理解と支援によって事業を発展させることが必要であった。また、現地協力活動で隊員が直面し

ている課題として「言語」、「異文化への適応」であり、「相手国側のマネジメントへの対応」などがあった。

昭和48年度事務局は将来の事業発展と協力効果を上げるために、隊員の資質の向上を目指す、新業務方式の実施に踏み切った。

国内では、国民的支援基盤を築き、すぐれた隊員を確保し、これをよく磨き、これによって、現地の隊員活動を質的に高め、相手国への協力効果と評価を高める。また、帰国した隊員は、将来、国際技術協力の要員となったり、地域社会でオピニオンリーダーとして活躍することを期待しようとするものであった。

したがってその内容は、都道府県をはじめ民間諸団体との連携強化、OB会育成などの国内支援体制確立を目指す「地方対策」と募集、選考、訓練、帰国後の社会復帰、など協力隊事業全般に及ぶもので、次の飛躍を期し、体制を整え、ノウハウを蓄積する試みでもあった。この新業務方式として取り上げられた主な項目は、地方対策の他おおよそ次のようなものである。①隊員選考システムの改革と地方選考の実施 ②訓練方式の変更 ③現地隊員活動支援の強化 ④休職参加の促進と所属先補てん制度 ⑤シニア隊員派遣制度

こうして、まず国内の協力隊事業支援体制造りを目指す地方対策が展開された。事務局職員による各県担当制が採用され、それぞれ各県窓口課と協力し、当面、①選考システムの改革に伴う第一次選考の各都道府県実施の定着、②地方における募集、広報の拡充。③協力隊支援のための拠点造り、を目標として進められた。

一次選考の地方実施にあたっては、各県窓口課をはじめ海外移住事業団関係・協力隊OBなど関係団体の協力を得て進められ、とくに各県との係わりは、その後、地域募集・地方選考の定着によって更に深められ、各都道府県の海外技術研修員の受け入れへの協力、体験条令の改定、外務省補助金（青年海外協力隊事業促進費）の受け入れ、また各県が実施する青年の海外派遣事業に対する協力などに見られるように、大きく前進することになった。帰国隊員の各県OB会の組織造りを積極的に促進させたのもこの時期である。帰国隊員の体験を協力隊業務に生かす、国内ボランティア制度、将来の技術協力要員の育成を目指すシニア隊員制度が開始された。

昭和50年に協力隊事務局が制作した劇映画「アサンテ・サーナ」の全国自主上映では、各県や青少年団体など民間の積極的な協力によって、約24万人を動員し、協力隊事業の啓発活動が官民一体の協力で進められた。

また、これを契機に、民間の立場で、協力隊を理解し、資質ある者を育て、協力隊事業に対し青年の参加気運を国民運動として助長・支援することを目的とする社団法人「協力隊を育てる会」が、昭和51年4月設立され、隊員の身分措置・啓発などの支援が始まり、しだいに育てる会の地方組織も造られるようになった。

募集は、春・秋の年2回、訓練も年4回、これに応じ隊員派遣も年4回のサイクルとなった。訓練期間が一カ月延長され、広尾訓練所の他、新たに代々木訓練所（オリンピック記念青少年センターの施設借り上げ）が開設された。語学の集中訓練が実施され、とくに隊員の語学力が大幅に補強された。その

後、昭和54年4月、長野県に駒ヶ根訓練所を開設、一層の訓練の充実が計られた。

昭和49年8月、国際協力事業団の発足によって、協力隊事業は、新事業団の主要な事業の柱となったが、協力隊事業の在り方、新業務方式に伴う基本的な諸問題が、協力隊運営委員会で検討された。

この時期における隊員派遣数は、隊員の資質の向上を目指した厳選主義政策による選考などにより、一時減少したが、その後地方対策の進行などによる国内体制の着実な伸展、軌道修正などの対応によって応募者数・派遣隊員数ともに漸増に転じた。

3. 国際協力事業団の設立

(1) 法文化

年々派遣隊員は増え、内外の評価も徐々に高まってゆく。その一方で協力隊事業が、依然として法律によらず、一通達に基づく「要綱」をたよりに運営されているという現実には、いかにも不条理にみえた。

昭和48年末、経済協力の政府機関を一元化すべし、という構想が政府首脳から起き、海外技術協力事業団と海外移住事業団が合併し、農林業、鉱工業等の開発協力も織り込んで、国際協力事業団が発足した。それに先立つ同年5月、新しい事業団法が国会で成立したが（昭和49年5月31日法律第62号）、新事業団の四本柱の一つとして、協力隊事業が明確に法文化されるに至った。これまでの協力隊の歴史、体験、成果の重みが、法律に明記されるまでになったのである。

しかし、「要綱」時代から、この法文化に至る経緯は、けっして平直、容易ではなかった。法律案の作成着手は昭和49年1月4

日。当初案では協力隊のカゲは薄かったが、1月末から2月にかけて、四本柱の一つとして案に盛り上げられることが、まず決定的となった。

政府与党・自民党の政調会の青年対策特別委員会（山口敏夫委員長）と「同協力隊に関する小委員会」（海部俊樹委員長）が、連名で「協力隊に関する決議」を政府と党の首脳に放った。その内容は「協力隊員が何らの見返りと利益を求めることなく開発途上国の発展に奉仕してきた9年間の努力を評価し」、「新事業団法中に次のような基本理念および在り方を立法技術上可能、最大限まで法文化すべし」とした。協力隊の考え方をもとにしてまとめたその「基本理念」とは「本事業は、職場活動と日常生活をともにすることによって開発途上国一般民衆の心情を理解し、相互信頼の上に立って民衆の生活向上に貢献しようとする青年に対し、国が、その目的達成の機会を与え、その活動を支援することを趣旨とし、地方公共団体、青年団体、各種職能団体等の協力を得た国民的事業として性格づけること」とうたったものである。

(2) 基本理念

この「基本理念」は、協力隊にかかる事業団法（国際協力事業団法第21条「業務の範囲」第一項第二号）に次のように具体化された。

「開発途上地域の住民と一体となって当該地域の経済及び社会の発展に協力することを目的とする海外での青年の活動（以下、この号において『海外協力活動』という。）を促進し、及び助長するため、次の業務を行う。

① 海外協力活動を志望す青年の募集、選

考及び訓練を行い、並びにその訓練のための施設を設置し、及び運営すること。

② 条約その他の国際約束に基づき、①の選考及び訓練を受けた青年を開発途上地域に派遣すること。

③ 海外協力活動に関し、知識を普及し、及び国民の理解を増進すること。」

むろん形式だけのことではない。協力隊とは何か、誰が主役なのかも明示されねばならない。新団法には「この事業は青年の海外協力活動であって、現地の住民と一体となって、経済・社会の発展に協力することが目的」とうたわれた。そして主役は海外協力活動を志望する青年自身であり、国はこの海外協力活動を「促進し、及び助長する」、一口でいえば支援者の立場に立つ、と言っている。

また、新たに、協力隊についての知識の普及、国民の理解の増進が事業団＝協力隊事務局に義務づけられているのも、この事業が国民的基盤の上に立って進められてゆくべきものであることを明示している。

4. 3年倍増期

昭和44年度 233名以降52年度 258名まで9年間 200名台で推移し、53年度 311名と初めて 300名台に乗った。この間要請数は51年 541名から徐々に増加を示し、56年度には 924名となっている。派遣取極め締結国も31カ国となり内隊員派遣中は26カ国となっている。

(5カ国は、中断、内乱による引き揚げなどとなっていた。)

昭和55年以降の「要請」と「実績」を比較するとつぎのごとくである。

年度	要請	派遣数	国数
55	838	410	23
56	924	433	27
57	884	436	26
58	1,075	516	28
59	1,637	672	29

昭和57年度までは、システム設計の時代として、募集・選考体制の充実に力を入れ、国内基盤の整備に追われていた時代といえる。体制作りも一巡し、海外での評価も定着し、既派遣国の隊員派遣要請数の増加ばかりでなく、未派遣国からの引き合いも増えてきた。

昭和55年度の派遣国数 23カ国であったのが56年度には「派遣取極折衝中3カ国」「打診、照会ある国8カ国」があり、これらが実現すれば大幅な量的拡大を招来することで、早急に何らかの対応を迫られることとなった。

昭和57年、国際協力事業団有田総裁は「58年度より 3年間隊員倍増」を提唱し、協力隊事務局は直ちに実施体制に入り、以来今日の大規模な事業の伸展を見るに至っている。

以上の外的要因による事業拡大の必要性とともに、国内においても種々、協力隊に対する国民の認識を高める要因があった。

昭和56年 3月タンザニア、ニエレレ大統領の来日、および翌57年 4月ケニア、モイ大統領の来日の際「宮中晩餐会」におけるご挨拶のなかでの「協力隊評価」があり、またASEAN訪問時隊員の「現地活動」に感動して中曽根総理の外務省への「隊員支援指示」などがあった。

さらに、昭和57年12月13日、皇太子、同妃両殿下は協力隊事務局へおいでになられた。外務省佐々木技術協力一課長、有田総裁をはじめとする事業関係者、野村事務局長以下協力隊関係のお出迎をうけ、隊員候補生の訓練をご視察された。また、11月27日に隊員OB、OGの拠出金をもとに建立された物故隊員「慰霊碑」にも当日ご供花があり、保阪OB会長以下OB会幹部は親しくお言葉を賜わり感激をあらたにした。

翌58年にはタンザニア、ケニア両国大統領訪日のご答礼として東アフリカ三国（両国の他ザンビア）をご訪問の際、皇太子、同妃両殿下には、親しく隊員の現地活動をご視察された。さらにまた59年 2月のセネガル、ザイールをご訪問の際にもセネガルで派遣隊員の現地活動をご視察された。

このように内外の協力隊事業への関心のたかまりは事業にも反映され、昭和56年タイ、モルディヴ、昭和57年フィジー、昭和58年ニジェール、昭和60年コロンビア、ジョルダン、ドミニカが新規受け入れ国となり、また「派遣取極折衝中」が中国をはじめ 7カ国、「打診、照会国」が21カ国という多数に及んでいる。20年を迎えた協力隊事業にとって「3年間隊員倍増」は意義深い節目となった。

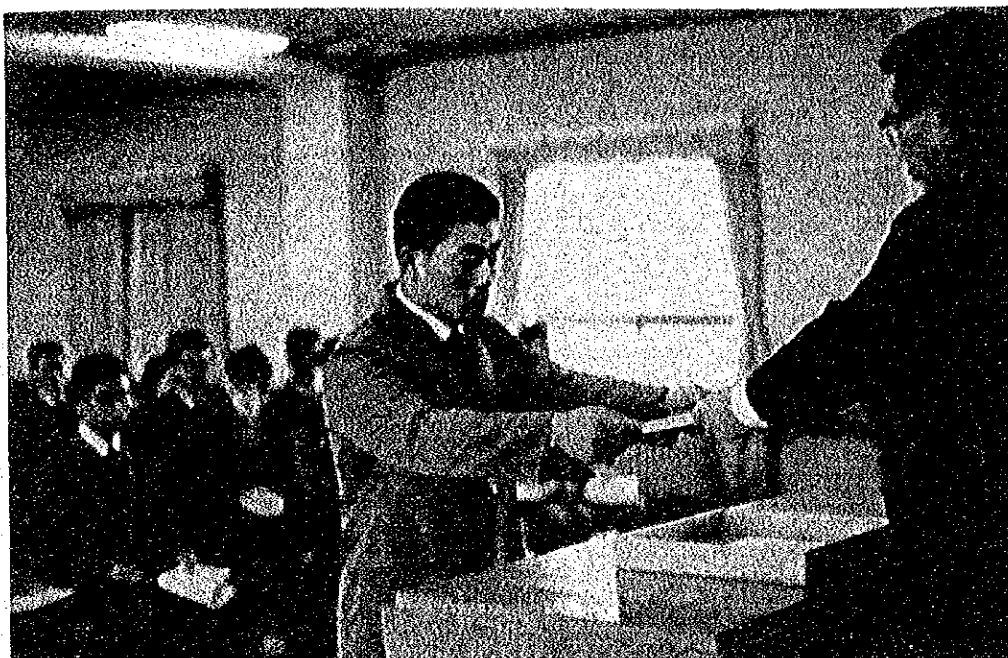
国内における「協力隊事業」の知名度、事業の必要性などについて昭和59年に実施した

「協力隊事業に関する調査」では ①東京、大阪 ②各主要都市（札幌仙台、名古屋、広島、高松、福岡、那覇）において ①では60.4% ②の主要都市では66.2%と知名度で高い率を示している。

昭和43年に広尾の施設に移転した事務局は、当時の訓練人数と3年倍増期に入った訓練人数とでは格段の差を生じ、広尾、駒ヶ根の二訓練所の現有施設では訓練実施が困難な状態となった。加えて事務局自体の事業の量的拡大のため、施設が狭くなり、59、60年の両年度にわたり全面的に改築することとなった。



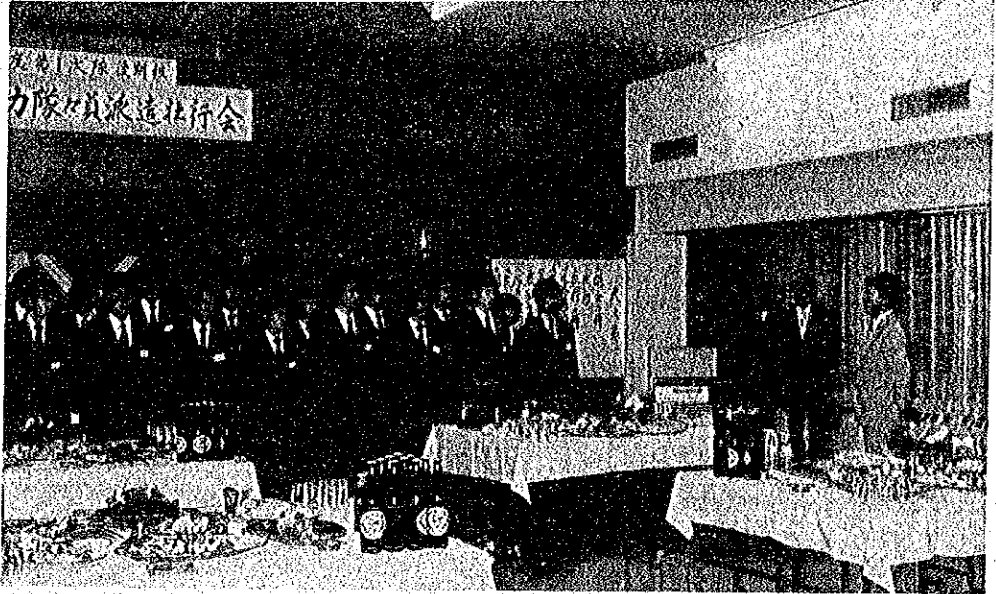
皇太子、同妃両殿下協力隊事務局ご視察(S57)



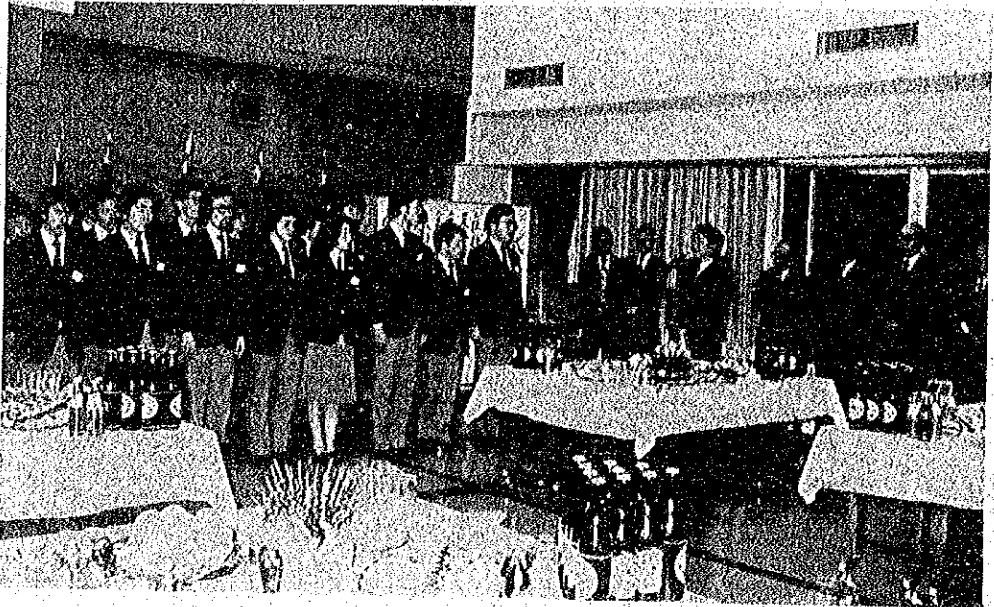
訓練終了式

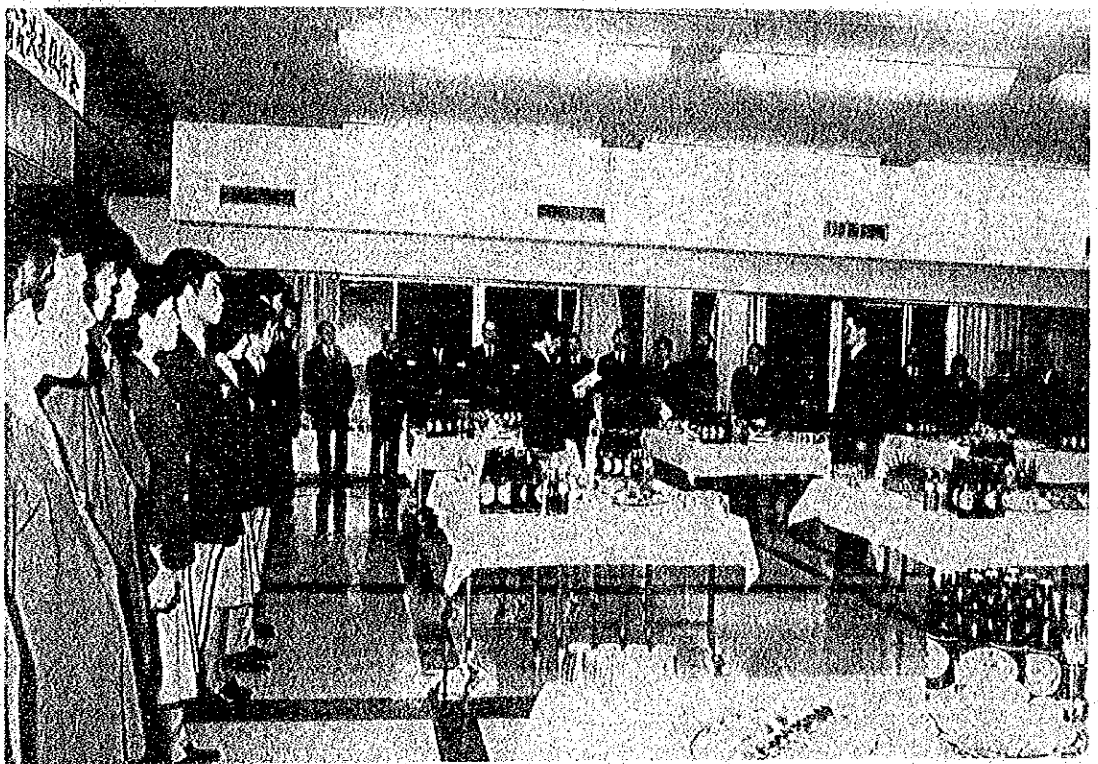


第一次隊壮行会 (S40年12月)

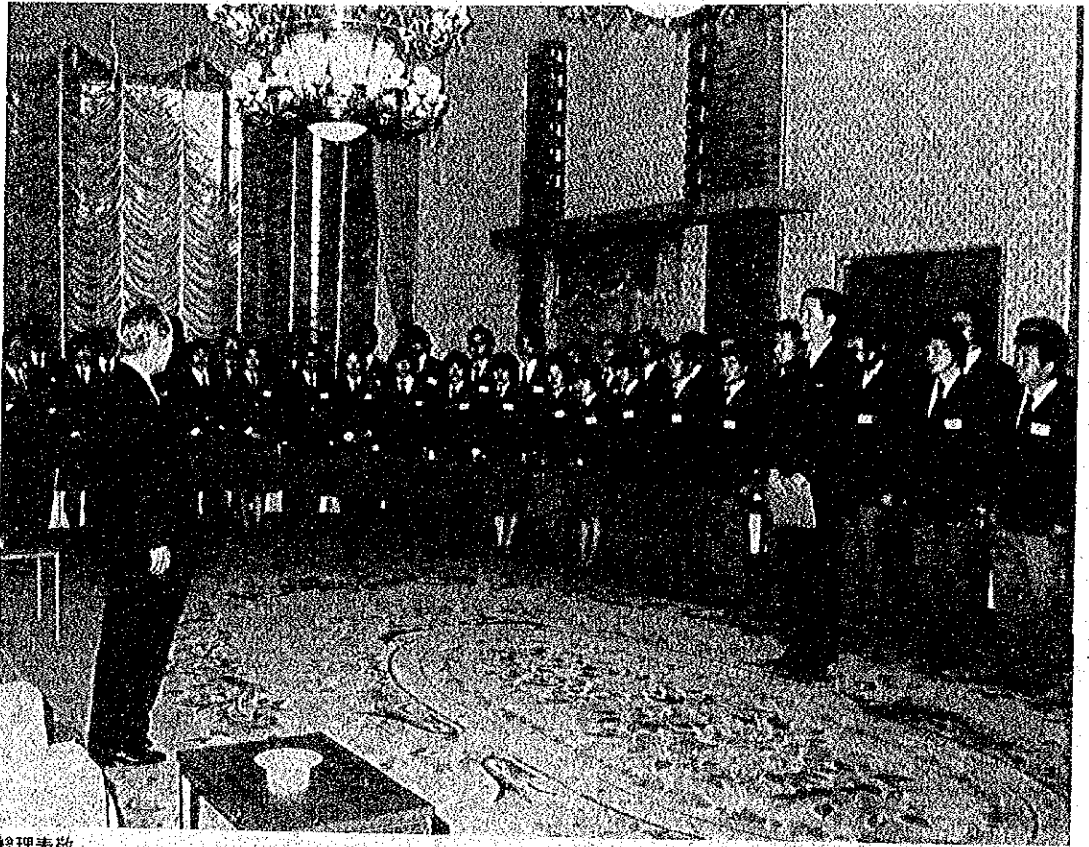


壮行会

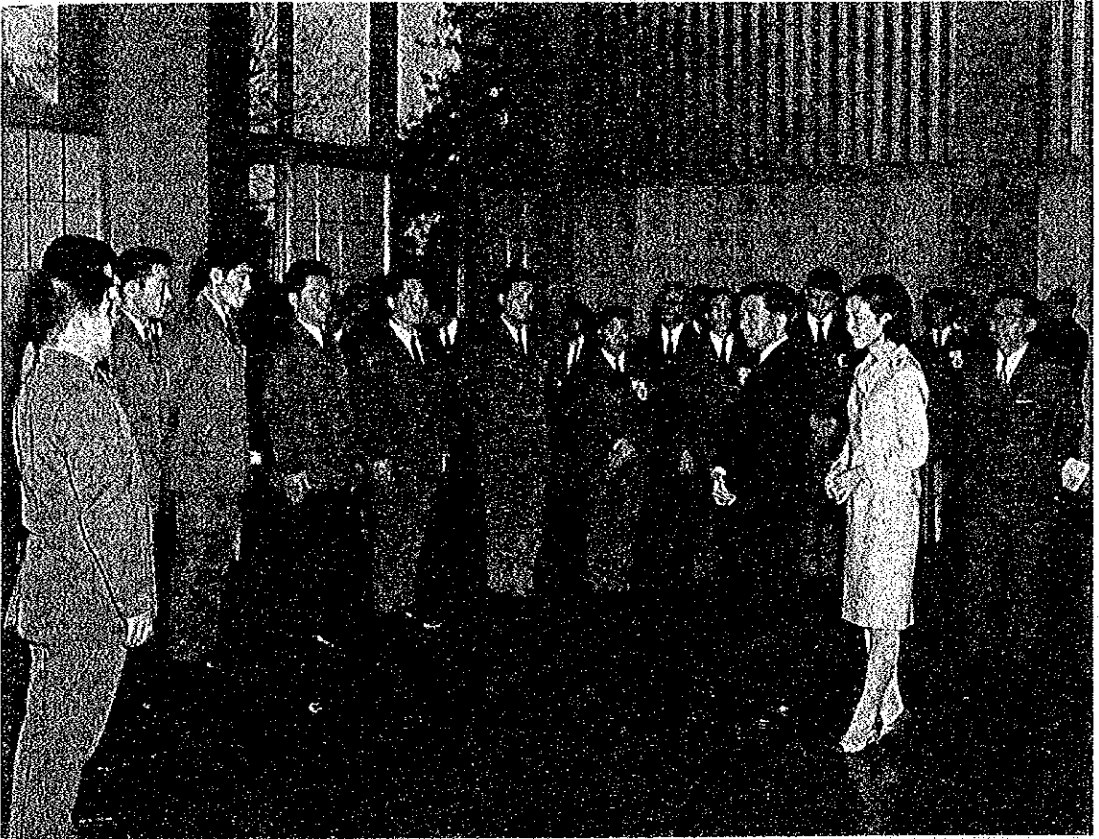




隊員代表謝辭



総理表敬



皇太子、同妃両殿下ご接見（S42年3次隊）



任地へ向けて出発（フィリピン S41年12月）



第二章

任国での軌跡

第1節 総論

1. 受け入れ国側の共通の問題

「現地の人々と生活と労働を共にし」、理想の実現に夢膨らませて飛立った青年たちは、技術協力の効果を求めながら、他方ではボランティアとしての実践のなかで共通の悩みが出てきた。

(1) 予算不足

協力隊は、技術・技能を持った「人」を派遣して国造りのお手伝いはするが、現地のプロジェクトの運営や予算的措置は受け入れ国側で整えるのを前提としている。

ところが、実際にはほとんどの国で予算措置をしていない。いや、したくとも出来ない、と言ったほうが良いかもしれない。

例えば、野菜栽培の隊員を要請したとする。隊員が赴任する前から、何にいくらかかるか、隊員用に特別に予算は組めない。通年の、は場作業用の人夫賃やディーゼル代位はあるかもしれない。しかし隊員が赴任して、効率を上げようとか、遊休地を開墾しようとか「特別の」ことをしようとして、人夫やトラクター用のディーゼル代を請求すると「ない」ということになる。日本でも政府機関なら同じことで、予算措置が前提となる。ところが、わずかに4～5千円でも出ないとなると、隊員は「俺たちを何のために呼んだんだ、とか、要らないんじゃないか、あるいは場長は俺を嫌っているんじゃないか、」とさ

え思うようになる。「来年度予算に要求するから待ってくれ」とも言われる。シーズンを逃せばと隊員の任期2年中一回栽培出来るかどうかになってしまう。

他の技術協力の場合、プロジェクトごとに「覚え書き(RECORD OF DISCUSSION)」が交換されるが、協力隊の場合、「交換公文(EXCHANGE OF NOTE)」は隊員派遣の基本的な事項の取極であって、プロジェクト毎あるいは隊員派遣毎に、何年計画で予算的にどうするというように、ギリギリ関係者で詰めてから隊員を派遣するという事は少ない。

「隊員支援経費」の運用も難しい。「丸抱え」的に費用負担をすると、相手側の「自助努力」はどこかへいってしまう。「丸抱え」は受け入れ国の実情を無視しがちで、援助団体が引き上げると、とたんにホコリをかぶる例は多い。「自助努力」と「効率」のはざまで隊員は悩む。

(2) 労務提供

「協力隊は高級無償労働者ではない。持っている技術を相手国の人々に移転し、やがてはその国の人々によって国造り・人造りが行われることを期待するものであり、それには、伝えるべきカウンターパートが不可欠」である。ところが、これまた予算不足と、人材不足である。ならばカウンターパートが付かない場合引き上げるべきなのか。ネパールの看

護婦、マレイシアの中等職業訓練学校やザンビアの地上衛星中継所の事例で、それぞれに悩んだ。あるいは、チュニジアの看護婦の場合、チュニジア人の看護婦はヨーロッパに出稼ぎに行き、辺りな地方を隊員が守っている。これで良いのかと悩む。しかし、20年の歴史と現実のなかで、セオリー通りには行かないことを学び、特に最近のアフリカにあっては、特定のケースではむしろ積極的な「丸抱え」論まで出てくる。ケースバイケースで最善の方途を模索するしかない。

2. 隊員の生活上の問題

(1) 住宅難

「現地の人と生活と労働を共にし」、「奥地前進主義」、「住居は相手国政府が提供」の3条件を満たすのが最近ではまた至難のごとになってきた。

理数科教師の勤務先は住居が確保されるか否かで決まると言われる。もし住居がある所を優先すれば、隊員は都市に集中し、奥地へは赴任出来ないだろう。現地の人と生活を共にとはいっても、女子隊員が籠も掛からない土造りやニッパヤンをふいた家に、最初から住むわけにもいかない。ソロモンやラオスの隊員がそうした家に住み、むしろレンガ造りでクーラーなしよりは、ずうっと快適で安全だったという。しかしそれも治安が良いことが前提である。ある国の隊員は3カ月に6回泥棒に入られたという。「身の安全」と「現地の人々と共に」のふたつの要素が相反しないような地を探すということか。

(2) 交通

農業普及の隊員が移動の手段を用意されな

いと、業務は半減する。都市隊員でもバスも当てにならなかつたり、タクシーなどを利用する費用もない。生活上でも日本のように、近くで買い物が出来ないし、冷蔵庫がないので貯蔵出来ない。そうした業務上、生活上必要と認められた場合は、単車が貸与されてきた。しかし、道路、信号、照明等が未整備、交通道德とか、意識が確立されていない状況では、いくら自分がルールを守り安全運転を心がけても、安全は確保されない。また単車の場合一端事故となると、傷害の程度も軽微なものではない。昭和56年ケニアで隊員が単車事故で殉職したのを機に、協力隊事務局内に交通安全委員会を設け、「事故死ゼロの730日」のキャンペーンを展開、機動力は下がるが、やむなく、単車の排気量も50ccとした。

3. 隊員の派遣実績

(昭和60年3月31日現在)

派遣中の国	: 29カ国
派遣取極締結国	: 38カ国
派遣した隊員	: 5,577名 (内女性1,000名)
派遣中の隊員	: 1,298名 (内女性298名)
派遣職種	: 約130職種

